

65歳以上の皆さんへ

平成24年度～26年度 介護保険料のお知らせ

○介護保険料基準額は 月額4,160円

介護保険制度は、国・県・市からの負担と、65歳以上のかたと、40歳～64歳のかたが負担する保険料で支えられています。

65歳以上のかたが負担する介護保険料は、3年ごとに見直されます。平成24年度～26年度の介護保険料は、65歳以上のかたの保険料の割合の改正や、介護保険を利用され

るかたの増加、介護保険施設の充実などの理由から、基準額が月額3,100円から4,160円に引き上げられました。

介護が必要になったときに、安心してサービスが利用できるよう、制度の健全運営にご理解とご協力をお願いします。

○介護保険料は所得に応じた負担で

介護保険料は、低所得者の負担軽減を図るため、9段階の所得段階を設定しそれぞれ

の負担率が決められています。

平成24年度～26年度の介護保険料

所得段階	対象となるかた	負担率	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税のかた	0.40	19,900円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた	0.50	24,900円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しないかた	0.75	37,400円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた	0.95	47,400円
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、第4段階に該当しないかた	1.00	49,900円
第6段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が200万円未満のかた	1.25	62,400円
第7段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満のかた	1.50	74,800円
第8段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満のかた	1.65	82,300円
第9段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が600万円以上のかた	1.80	89,800円

○介護保険料の納入通知書は7月中旬に郵送します

保険料の納入通知書は、7月中旬に郵送します。年金が年額18万円以上のかたは、年金からの天引きとなります。また、年度

途中から65歳になられたかた、年金が年額18万円未満のかたは、納付書で市役所や金融機関、コンビニなどで納付してください。

— 健康寿命を延ばそう —

高齢になっても、元気に生活を送ることがとても大切です。また、保険制度の運営上も良いことです。一人ひとりが健康に関心を持ち、健康づくりを実践していきましょう。市では、介護予防事業や市民健康体操を推進していきます。



■お問合せ
介護福祉課
猿島庁舎
内線2226・2227